

医療費控除とは？

自分自身や家族のために1年間に支払った医療費の合計額が10万円（年間総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%）を超えた場合、超えた分（上限200万円）について、確定申告をすることにより医療費控除を受けることができます。

【対象となる医療費の要件】

- ①納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者や、その他の親族のために支払った医療費であること
- ②平成26年1月1日～12月31日に支払った医療費であること

【控除を受けるための手続き】

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を申告会場で提出してください。

なお、医療費の支出を証明する書類（領収書等）については、確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示してください。

確定申告の手続きに関しては、前ページをご参照ください。

【問合わせ】 税務課 ☎84-0620

「医療費控除」として認められる 介護保険サービスがあります

介護保険サービスにおいても、自己負担分について、一部「医療費控除」の対象として認められるものがあります。ただし、高額介護サービス費・高額介護合算療養費などとして払い戻しを受けた金額などは、医療費の合計額から差し引いて申告することになります。

なお、医療費控除を受ける場合は、平成26年中に支払った金額の確認できる領収書などが必要となります。

介護保険施設の利用料

介護保険施設でサービスを利用した場合、次のものが医療費控除の対象（日常生活費を除く）となります。

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所の場合
↓介護サービス費・食費・居住費の自己負担額として支払った額の1/2
- ②介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所の場合
↓介護サービス費・食費・居住費の自己負担額

在宅介護サービスの利用料

介護サービス計画に基づき、次の①～⑤のサービスのいずれかを利用していている場合、その利用料が医療費控除の対象となります（介護予防サービスも同様の扱い）。

- ①訪問看護
- ②訪問リハビリテーション
- ③居宅療養管理指導（医師などによる管理・指導）
- ④通所リハビリテーション
- ⑤短期入所療養介護（ショートステイ）

さらに、①～⑤のサービスのいずれかを利用していている方が、次の⑥～⑫のサービスの

いずれかを利用していている場合、その利用料も医療費控除の対象となります。

- ⑥訪問介護（生活援助中心型は除く）
- ⑦訪問入浴介護
- ⑧通所介護（デイサービス）
- ⑨短期入所生活介護（ショートステイ）
- ⑩夜間対応型訪問介護
- ⑪認知症対応型通所介護
- ⑫小規模多機能型居宅介護

おむつ代

要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。申告には「医師の証明書」と「領収書」が必要です。

※2年目以降の申告で、介護保険の要介護認定の際に用いる主治医意見書により、「寝たきりの状態及び尿失禁の発生の可能性が高い場合」に限り、医師の証明書に代えて、介護保険課が発行する確認書類により申告をすることができます。必要な方は、介護保険課へお問い合わせください。

■問合わせ
介護保険課 ☎840649

要介護認定者の 障がい者控除に ついて

要介護認定を受けている65歳以上の方は、障がい者手帳がなくても障がい者控除が適用される場合があります。障がい者控除の対象となる証明「障がい者控除対象者認定書」は地域福祉課で発行しますので、お問い合わせください。

■対象者

要介護認定を受けた65歳以上の方で、認知症や寝たきりなどで精神や身体に障がいがあり、一定の基準に該当する方（認定内容で審査）※重度の障がい者手帳（身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神手帳1級）をお持ちの方は、手帳の提示により「特別障がい者控除」を受けられるため、申請は不要です。

■問合わせ
地域福祉課 ☎840643